

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	附属品再検査	
根拠法令・条項	高圧ガス保安法 第49条の4 第1項	
所 管 課	予防部 危険物保安課	
審 査 基 準	<p>法第49条の4第1項の規定による附属品再検査については、法第49条の4第2項に該当していることを検査の基準とする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	6日
	標準処理期間を設定できない理由	